

令和 2 年度杉並区監査方針等の修正について

1 令和 2 年度杉並区監査方針及び定期監査実施計画の修正

【修正理由】

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4 月 7 日に国の緊急事態宣言が発出されたため、各部署の事務量の増大が予想され、この負担軽減を図るために、定期監査等の監査は、宣言期間中の実施を延期することとした。
当初、宣言の解除時期については 5 月 6 日とされてきたところであるが、5 月 4 日に、再度、宣言期間の延長がなされ、同月 25 日に宣言の解除に至った。
これにより、6 月から監査を開始することとする。監査全体を通じた実施期間は 10 か月となる。
- ② 今月 25 日に緊急事態宣言が解除されたものの、新型コロナウイルス感染の第 2 波の到来も想定して、各部署の負担軽減と即応力の確保を図る。

2 各監査における基本的考え方

(1) 令和 2 年度の監査全体を通じた考え方

- ① 監査実施期間は、本年 6 月から来年 3 月までとする。
- ② 全体を通じて、対象とする出先事業所の数は減じる。
- ③ 定期監査は、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、毎会計年度 1 回以上、期日を決めて実施しなければならない監査となっており、他の監査に比べ優先順位を高く設定する。
- ④ 監査の対象となるリスクを識別し、そのリスクの内容や程度を検討した上で、監査を実施する。(例えば、随意契約の内容、履行確認の状況、現金出納簿等)
- ⑤ 今年度から運用されている内部統制における「リスク」を考慮しながら監査を実施する。

(2) 定期監査

定期監査は、対象職場のうち出先事業所数を減じ、すべての部を対象に実施する。

- ① 定期監査の実施期間は、本年 6 月から来年 3 月までとする。
- ② すべての部、各行政委員会等を対象に監査を実施する。(別紙のとおり、都市整備部、環境部を 6 月から実施することを嚆矢とする。)
- ③ 令和 3 年度実施の「内部統制評価報告書審査」を見据え、当該審査の基礎資料を定期監査結果を中心に収集するため、監査資源の多くを定期監査に充てる。
- ④ 監査実施期間が、例年に比べ、2 か月短縮されるため、下記のとおり、出先事業所の対象数を減じる。
 - 保育園、幼稚園、保育室、児童館、子ども・子育てプラザ：各 1 施設
(当初案計 12 施設)
 - 小・中学校：全体で 5 校 (当初案では 10 校)
 - 区民事務所、障害者通所施設、その他施設：当初案の 50%程度
- ⑤ 実施箇所数の縮小に伴い、監査委員による「実地監査」の対象数を減じる。

(3) 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、例年の70%程度の団体等において実施する。

これに伴い、「実地監査」の実施団体数も減じることとする。

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出により、監査全体の実施期間が短縮され、他の監査同様、対象団体等を減じて実施する。
- ② 当該監査における指摘事項等の実績を踏まえ、例年の実施団体数の概ね70団体（元年度は74団体）から50団体程度に減じて実施する。
- ③ 新型コロナウイルス感染の第2波の到来が想定される中、当該監査の対象部局に対して過度な負担にならないような配慮を行う。
- ④ 実施団体数の縮小に伴い、監査委員による「実地監査」の対象数を減じる。

(4) 行政監査

令和2年度の行政監査は、下記の理由により実施しないこととする。

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出により、監査全体の実施期間が短縮されている。
- ② 新型コロナウイルス感染の第2波の到来が想定される中、各部局の負担軽減と即応力の確保を図る必要がある。